

（仮称）明石市新型コロナウイルス感染症の患者等に対する支援及び差別禁止に関する条例の制定について

全国的に新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」）の感染拡大に歯止めがかからない状況の中、現在も闘病しているご本人やご家族をはじめ、日常生活に影響を受けている市民や事業者の方々が増え続けています。また、感染者等に対する偏見や誹謗中傷により、こころの健康が脅かされるなどの二次被害の拡大の懸念も高まっています。

このような現状において、感染症の影響で苦しんでいる市民等を総合的に支援し、健康や日常生活を守ることが、「全ての市民にやさしいまちづくり」を掲げる本市の責務です。

そのため、感染症等から市民を守る決意を示し、実効性を確保するための「総合的支援」「差別的取扱いの禁止」を柱とした県内初となる条例の制定を目指します。

ポイント 1：総合的支援

感染症が発生しないよう、また、発生した場合でも市民への影響が最小限になるよう、市民、事業者、社会福祉施設等の施設に対し、総合的な支援を行います。

市民、事業者への支援	施設等への支援
①知識の普及啓発、まん延防止措置 ②情報提供及び助言、相談体制の充実 ③安心して日常生活を営むための支援 ④経済的負担の軽減を図るための支援 ⑤家族へ配慮した支援	①巡回指導、啓発活動 ②保健師等による指導及び助言 ③消毒支援 ④まん延防止のための資材や経費に係る支援 ⑤事業継続支援

ポイント 2：差別的取扱いの禁止

何人も、全ての者に対し、感染していることや過去に感染したことがあること等を理由とした差別的取扱いを禁止します。差別的取扱いを受けた場合やその恐れがある場合は、被害者の救済を図るため、以下の支援を行います。

- | |
|--|
| ①相談、調査・指導、情報の提供
②安心して日常生活を営むための支援
③権利を擁護するために必要な支援 |
|--|

その他：市の責務等について規定

項目	要旨
市の責務	<ul style="list-style-type: none">・感染症の発生やまん延を防止するための適切な措置を講じること・感染症の影響を受ける市民への支援を適切に実施すること・感染症に関する情報を適切に提供すること・支援等を行うに当たり、市民やご家族の人権を十分尊重するとともに、患者のみならず、その家族も含まれていることに十分配慮すること
事業者の責務	<ul style="list-style-type: none">・自己の管理する場所又は施設において、感染症の発生やまん延を防止するための必要な支援を講ずるよう努めること・感染症対策に協力するよう努めること
関係機関等との連携	<ul style="list-style-type: none">・市は、支援をより効果的に実施するため、医療機関をはじめとする関係機関や関係団体、事業者等と連携する

「(仮称) 明石市新型コロナウイルス感染症の患者等に対する支援
及び差別禁止に関する条例 素案」
への意見公募手続 (パブリックコメント) について

1 条例制定の目的

本市では、新型コロナウイルス感染症の対応について、市民に最も身近な基礎自治体として、医療提供体制の充実をはじめ、市民の生命と健康を守り、安心して生活を送ることができるよう、感染拡大防止に全力で取り組んできました。

新型コロナウイルス感染症の拡大が長期化する中で、本市におけるこれまでの取組を踏まえつつ、市、事業者が取り組むべき事柄を改めて明らかにするとともに、市民、事業者、施設等に対する「総合的支援」と、感染者等に対する偏見や誹謗中傷などの「差別的取扱いの禁止」を柱とした条例を制定しようとするものです。

2 意見公募手続について

(1) 募集案件

「(仮称) 明石市新型コロナウイルス感染症の患者等に対する支援及び差別禁止に関する条例 素案」

(2) 募集期間

2021年(令和3年)1月12日(火)～2月10日(水)(必着)

(3) 意見を提出できる方

- ① 市内にお住まいの方
- ② 市内に事務所又は事業所を有されている方
- ③ 市内に通勤又は通学されている方
- ④ 市内において事業活動や市民活動を行う方又は団体

(4) 資料の閲覧場所等

① 市ホームページでの閲覧

市ホームページの「意見公募手続(パブリックコメント)」の「意見募集を行っている案件」のページから資料をダウンロードすることができます。

② 窓口での閲覧

執務時間内であれば、下記の場所で資料を閲覧することができます。

- ア 行政情報センター(市役所本庁舎1階)
- イ 各市民センター(大久保市民センター、魚住市民センター、二見市民センター)
- ウ あかし総合窓口(パピオスあかし6階)

閲覧場所	執務時間
ア 行政情報センター	平日の 8 時 55 分～17 時 40 分
イ 各市民センター	平日の 8 時 55 分～17 時 15 分
ウ あかし総合窓口	平日は 9 時～20 時、土日祝日（第 3 日曜日を除く）は 9 時～17 時 15 分まで

(5) 意見の提出方法及び提出先

書式は自由ですが、参考に「意見提出様式」を市ホームページに掲載しています。意見を提出される方の「住所・氏名・年齢・電話番号・メールアドレス（団体等の場合は、団体の名称及び代表者の氏名）」を必ず記入し、以下の方法でご提出ください。

【提出先】 提出は下記の①～③のいずれかの方法でお願いします。

① 郵送

〒674-0068

明石市大久保町ゆりのき通 1 丁目 4 番 7 号 あかし保健所 4 階
明石市感染対策局安全統括室 宛

② ファックス

FAX 078-918-5441

明石市感染対策局安全統括室 宛

※ 送信後、078-918-5090 へ着信確認をお願いします。

③ 電子メール

kansentaisaku@city.akashi.lg.jp

(6) 注意事項

① 電話等による口頭での意見提出は受け付けません。

※視覚障害があるなど、ご自身で意見を書くことが難しい場合は、お電話でお話しいただいた内容を担当者が聞き取り、代筆します。

② 「(5)意見の提出方法及び提出先」の①～③のすべてにおいて、「(仮称) 明石市新型コロナウイルス感染症の患者等に対する支援及び差別禁止に関する条例 素案」への意見であることを明記してください。

③ 提出いただいたご意見への個別の回答は行いませんのでご了承ください。受け付けたご意見に対する市の考え方については、後日、市のホームページにて公表します。

(7) 個人情報の取り扱いについて

① 提出いただいたご意見は、住所、氏名、団体名などの権利利益を害する恐れがある情報等公表することが不適切なものを除き、ホームページ等で公表します。

② 個人情報については、明石市個人情報保護条例に基づき、他の目的には使用しないなど、厳重に取り扱います。

- ③ 住所・氏名・電話番号等は、提出いただいたご意見の内容を確認させていただく際に必要なため、記入をお願いします。

(8) お問い合わせ先

明石市感染対策局安全統括室（あかし保健所4階）

TEL：078-918-5090

FAX：078-918-5441

E-mail：kansentaisaku@city.akashi.lg.jp

(仮称) 明石市新型コロナウイルス感染症の患者等に対する支援
及び差別禁止に関する条例 素案

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 総合的支援（第5条—第7条）
- 第3章 差別的取扱いの禁止（第8条—第9条）
- 第4章 対策本部（第10条—第11条）
- 第5章 雑則（第12条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、新型コロナウイルス感染症の患者等に対する市の支援に関して基本となる事項を定めるとともに、当該患者等に対する差別的取扱い等を禁止することにより、新型コロナウイルス感染症の発生時において市民の生命、健康及び人権を保護し、並びに市民生活及び市民経済の安定に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 新型コロナウイルス感染症 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市民 次のアからウまでのいずれかに該当する者をいう。

ア 新型コロナウイルス感染症の患者（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第11項に規定する無症状病原体保有者を含む。）である市民又は新型コロナウイルス感染症に感染していると疑うに足る正当な理由のある市民（以下「新型コロナウイルス感染症の患者等である市民」という。）

イ 新型コロナウイルス感染症の発生に起因する生活上の不便又は経済的な影響を受ける市民

- ウ 新型コロナウイルス感染症の患者等である市民の家族である市民
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う者又は団体をいう。
 - (4) 新型コロナウイルス感染症対策本部 市長が法第34条第1項に基づき設置する市町村対策本部であって、新型コロナウイルス感染症に係るものをいう。
 - (5) 新型コロナウイルス感染症対策 法第34条第1項の規定に基づき新型コロナウイルス感染症対策本部が設置された時から、法第37条において読み替えて準用する法第25条の規定に基づき廃止されるまでの間において、市が法令等の規定により実施する措置又は支援をいう。

(市の責務)

- 第3条 市は、市内における新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延を防止するため、適切な措置を講じなければならない。
- 2 市は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市民への支援を適切に実施するものとする。
 - 3 市は、新型コロナウイルス感染症に関する情報を市民及び事業者適切に提供するものとする。
 - 4 市は、第2項に規定する支援及び前項に規定する情報提供を実施するに当たっては、新型コロナウイルス感染症の患者等である市民及びその家族の人権を十分尊重しなければならない。
 - 5 市は、第2項に規定する支援及び第3項に規定する情報提供を実施するに当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市民には、新型コロナウイルス感染症の患者等である市民のみならず、その家族である市民が含まれていることに十分配慮しなければならない。

(事業者の責務)

- 第4条 事業者は、自己の管理する場所又は施設において、新型コロナウイルス感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 事業者は、新型コロナウイルス感染症対策に協力するよう努めなければならない。

第2章 総合的支援

(市民及び事業者に対する支援)

- 第5条 市は、市民及び事業者に対し、新型コロナウイルス感染症の予防に関する

知識の普及啓発その他の新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、新型コロナウイルス感染症が発生したときは、市民及び事業者に対し、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、相談体制の充実その他の必要な支援を実施するものとする。
- 3 市は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市民が安心して日常生活を営むために必要な支援を実施するものとする。
- 4 市は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市民の経済的負担の軽減を図るための支援を実施するものとする。
- 5 前各項に掲げるもののほか、市は、この条例の目的を達成するために必要な措置又は支援を適宜実施するものとする。

(施設等に対する支援)

第6条 市は、社会福祉施設その他の多数の者が利用する施設（以下「社会福祉施設等」という。）において新型コロナウイルス感染症が発生し、又はまん延しないように、巡回指導、啓発活動その他の必要な支援を実施するものとする。

- 2 市は、社会福祉施設等において新型コロナウイルス感染症が発生した場合であって、当該社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症のまん延を防止し、当該社会福祉施設等の事業の継続のために必要があると認めるときは、次に掲げる支援を実施するものとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するための措置に係る保健師等による指導及び助言
- (2) 新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所の消毒に係る支援
- (3) 当該社会福祉施設等が新型コロナウイルス感染症のまん延の防止のための措置を講ずるに当たり必要な資材又は経費に係る支援
- (4) その他当該社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症のまん延を防止し、当該社会福祉施設等の事業の継続のために必要な支援

(関係機関等との連携)

第7条 市は、前2条に規定する支援をより効果的に実施するため、医療機関をはじめとする関係機関、関係団体、事業者等と連携するものとする。

第3章 差別的取扱い等の禁止

(差別的取扱い等の禁止)

第8条 何人も、全ての者に対し、新型コロナウイルス感染症に感染し、又は感染しているおそれがあること、過去に新型コロナウイルス感染症に感染した経験があること、自己の管理する場所又は施設において新型コロナウイルス感染症が発生したこと等を理由する不当な差別的取扱い、誹謗中傷その他の権利利益を侵害する行為(以下「差別的取扱い等」という。)をしてはならない。

(差別的取扱い等への対応)

第9条 市は、市民から、差別的取扱い等を受け、若しくは受けるおそれがある旨の申出を受けたとき又は市民に対して差別的取扱い等が行われ、若しくは行われるおそれがあること発見したときは、当該差別的取扱い等を受け、又は受けるおそれがある市民(以下「支援対象者」という。)の救済を図るために、次に掲げる支援を実施するものとする。

- (1) 支援対象者からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びに必要な情報を提供する支援
- (2) 支援対象者が安心して日常生活を営むために必要な経済的支援その他の支援
- (3) 差別的取扱い等の防止のために必要な措置の実施その他の支援対象者の権利の擁護のために必要な支援

2 市は、前項に規定する支援を実施するに当たっては、支援対象者の意思を尊重しなければならない。

第4章 対策本部

(新型コロナウイルス感染症対策本部)

第10条 新型コロナウイルス感染症対策本部長(以下「本部長」という。)は、新型コロナウイルス感染症対策本部の事務を総括し、その職員を指揮監督する。

2 新型コロナウイルス感染症対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 新型コロナウイルス感染症対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、新型コロナウイルス感染症対策本部の事務に従事する。

4 新型コロナウイルス感染症対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な関係機関の職員を置くことができる。

5 前項の関係機関の職員は、市長が委嘱する。

(会議)

第11条 本部長は、新型コロナウイルス感染症対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型コロナウイルス感染症対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

第5章 雑則

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

